汐路の名鐘と松尾芭蕉

元禄 2（1689）年 3 月に松尾芭蕉は地位声望を一切棄てて、東北・北陸の旅に出た。同行者曽良の「奥の細道随行日記」によると

7月11日　快晴　已ノ下刻　高田ヲ立　五智居多ヲ拝
　名立ヘハ状不届　直ニ能生ヘ通　暮テ着
　玉や五良兵衛方宿　月晴
　12日　天気快晴　能生ヲ立　早川ニテ翁ツマツ
　カレ衣類濡（以下略）と記載されている。

能生 白山神社

花本大明神碑

芭蕉百五十年忌に朝廷より霊前に「花の本」の称号が追贈された。
その時、田川鳳朗は花之本宗家であり、天保三俳人の一人でもあった。
鳳朗は天保十一（一八四〇）年五月二十三日能生の姫山の家に着き六日間滞在した。
この碑の揮毫は後刻のものである。
この碑は能生山南梨平の才蔵山に建立されていたが、奥の細道三〇〇年記念行事として、平成元年に現在地へ移築された。

碑文

花本大明神

八十二翁花本自然堂鳳朗（花押）

裏面

嘉永三庚戌七月吉日　姫山石エシテ
六十二翁　岡本姫山
岡本素紋　建之

天保十四癸卯年十月十二日芭蕉桃青霊神就百五十回
忌同九月廿六日格別之御思召ヲ以花本大明神与
授与被為　仰付候
御勅宜従
二条殿下　花本自然堂鳳朗賜下之

汐路の名鐘碑

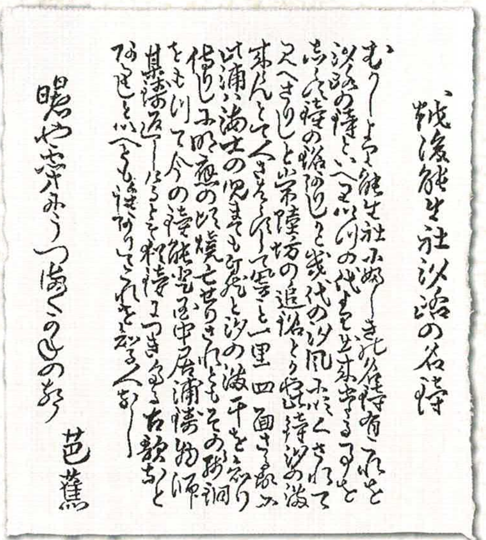

（高田藩士・平北共筆）

石碑裏面の文面
岡本五右衛門憲孝建之

この石はやく我家にて某氏より故ありて
買ひおきしを　能生の村人の御社に鐘
のなほ残れるを　これいかで奉りてよと
いまるるとこはるれは　古きものうせし
めじとて　つとめし先人の心にもかなは
むと謹みて納奉る

大正十五年三月

山岸 愛

流転の碑

文政五（一八二二）年九月
　某家に秘蔵されていた汐路の名鐘の俳文と句を岡本五右衛門憲孝が石に刻んで権現の社前に建立する。

明治初年頃
　廃仏毀釈の嵐で、碑は岡本氏宅の前庭へ移築される。

明治十六（一八八三）年
　岡本家没落、碑は五智の清水旅館へ売却され移築。後、旅館廃業となり、高田の山岸氏の別荘となり、碑は山岸氏の所有となる。

大正十五（一九二六）年
　能生町では該碑の原所復旧を懇請したところ、山岸氏の理解で白山神社へ奉納され現在に至っている。

「汐路の鐘」にまつわる芭蕉の句と称せられている句碑と句碑造立のいわれを書いた掛軸

汐路の鐘の由来掛軸

掛軸の外縁の記事 ―掛軸・石碑に関する事情―

文政五午年□月中石取□鬼伏村鬼舞村四□手伝六拾人余岡本より船弐艘
□道并人足拾人□□六月六日引渡
能生社汐路名鐘石碑　文政五壬午歳八月岡本五右衛門藤原憲孝俳名姫山
行年三拾四歳建之
石は鬼伏村二つ家より東の方磯浜より（不明）姫山□□四拾人手伝□候
（不明）金拾弐両弐歩也
外石碑写能生宝光院へ差上置掛物と相成居候　高田御藩中坂部庄右衛門
平北共殿筆　知行四百石也　慶応四戊辰年三月中憲孝八拾歳自表具す

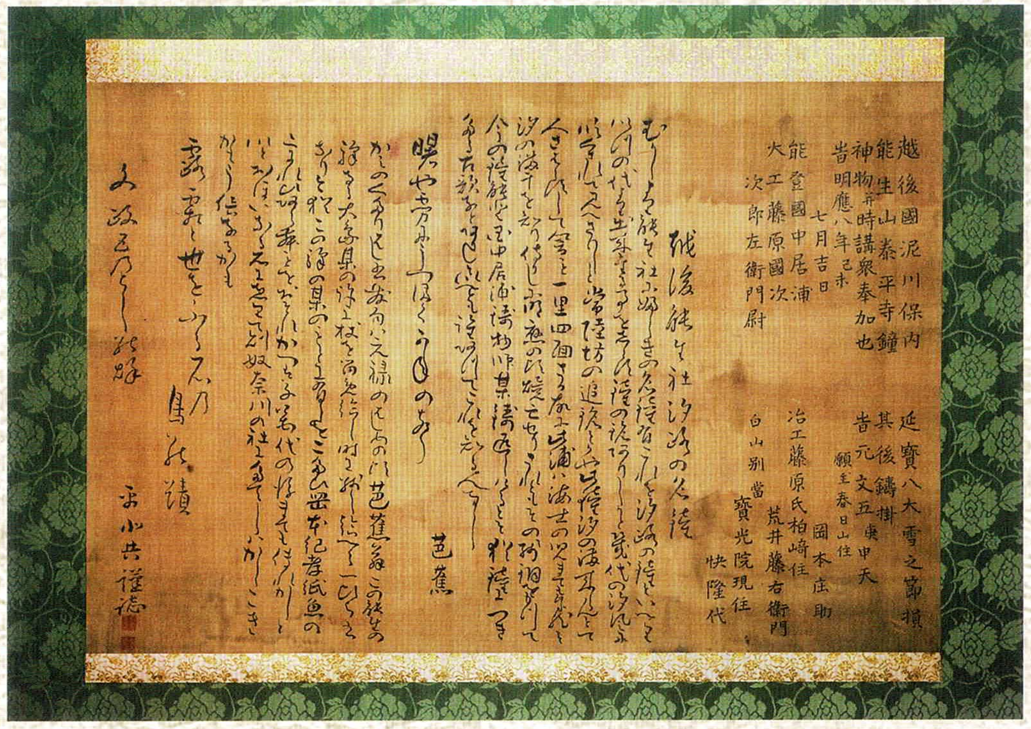

梵鐘　汐路の鐘

新潟県指定文化財

高さ 107cm
横径 68.4cm
三分の二の高さで
上下に割れている

松尾芭蕉が能生の玉や五良兵衛家に一泊したときに、不思議な「汐路の鐘」の伝承を聞き、この句を詠んだといわれている。

掛軸の全文

越後國泥川保内
能生山泰平寺鐘
神物并時講衆奉加也
旹明應八年己未
七月吉日
能登國中居浦
大工藤原國次
次郎左衛門尉

延寶八大雪之節損
其後鋳掛
旹元文五庚申天
願主春日山住
岡本庄助
冶工藤原氏柏崎住
荒井藤右衛門
白山別當
寶光院現住
快隆代

（注）×泥川→○沼川
×神物→○神仏
旹（トキ）～時の俗字

越後能生社汐路の名鐘

むかしより能生社にふしきの名鐘有これを汐路の鐘といへりいつの代より出來たる事をしらす鐘の銘ありしかと幾代の汐風に吹くされて見へさりしと常陸坊の追銘とかや此鐘汐の満來らんとて人さはらすして響こと一里四面さる故に此浦ハ海士の兒までも自然と汐の満干を知り侍りしに明應の頃焼亡せりされともその殘銅をもつて今の鐘能登國中居浦鑄物師某鑄返しけるとそ猶鐘につきたる古歌なとありしといへとも誰ありてこれを知る人なし

曙や霧にうつまくかねの聲　芭蕉

かみのくたりはし書発句は元禄のはしめの頃芭蕉翁この能生の驛なる大嶋某の許に杖を留め給し時に残し給へる一ひら書なり今猶この驛の某のもとに有りしをこたひ岡本紀孝紙魚のうれひあらむことをおそれかつは千万代の後までも傳れかしとおほいなる石にゑりて刻奴奈川の社にたてしはかしこきかもうへなるかも

露霜と世をふる石の
鳥の蹟

文政五のとしの秋

平北共謹誌

（注）×大嶋某の許→○岡本某の許
奴奈川の社（現能生白山神社）

数奇な運命を辿った名鐘

明応以前（鎌倉以降）汐路の名鐘　常陸坊追銘の鐘か
明応年間に焼亡したとの伝承がある
明　応　八（一四九九）年　能登穴水中居浦で鋳造される
延　宝　八（一六八〇）年　大雪で破損する
元　禄　二（一六八九）年　芭蕉・曽良が能生で一泊する
元　文　五（一七四〇）年　鋳掛直しをする
明治初年　廃仏毀釈で破損され、転売寸前に取り押さえられ民家に放置されていたが、大正四年に神社に復帰した

鐘の周囲には次の鐘銘が刻んである

第一区　越後國泥川保内
能生山泰平寺鐘
神物并時講衆奉加也
旹明應八年己未
七月吉日

第二区　能登國中居浦
大工藤原國次
次郎左衛門尉

第三区　延寶八大雪之節損
其後鋳掛
旹元文五庚申天
願主　春日山住
岡本庄助
冶工藤原氏柏崎住
荒井藤右衛門

第四区　白山別當
寶光院現住
快隆代

（注）×泥川→○沼川
×神物→○神仏